

# 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の情報公開に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 法人文書の開示（第5条－第15条）
- 第3章 異議申出（第16条）
- 第4章 情報公開の総合的推進（第17条・第18条）
- 第5章 雑則（第19条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の管理する情報の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「法人文書」とは、県社協が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、県社協が組織的に用いるものとして、県社協が管理しているものをいう。

2 この規程において「法人文書の開示」とは、県社協が、この規程の定めるところにより、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して県社協が定める方法により行うことをいう。

### （解釈及び運用の指針）

第3条 県社協は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように配慮しなければならない。

### （適正使用）

第4条 この規程の定めるところにより法人文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 法人文書の開示

### （法人文書の開示の申出ができるもの）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、県社協に対し、県社協の管理する法人文書の開示を申し出ることができる。

### （法人文書の原則開示）

第6条 県社協は、前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）があったときは、開示申出に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出をしたもの（以下「申出者」という。）に対し、当該法人文書を開示するものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ① 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報
  - ② 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ③ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ④ 当該個人が県社協の役職員又は公務員等〔国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）第24条第1項に規定する法人等及び同条例第25条第1項に規定する公の施設の管理を行う法人等（県社協を除く。）の役員及び職員をいう。〕である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員等の職及び氏名（当該公務員等が佐賀県公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - ⑤ 県社協が作成した交際費又は食糧費の支出に係る法人文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報で、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがないものとして、県社協が別に定めるもの
- (3) 法人その他の団体（基金、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び県社協の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ① 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ② 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ③ 県社協との契約又は当該契約に関し作成された県社協の支出に係る法人文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名
- (4) 県社協と国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社等（以下「国等」という。）の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県社協と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの
  - (5) 県社協又は国等の事務事業について県社協内部又は国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
  - (6) 県社協又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの
  - (7) 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等若しくは県社協に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
  - (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報
  - (9) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

（法人文書の部分開示）

第7条 県社協は、開示申出に係る法人文書に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該法人文書の開示をするものとする。

（開示申出の手続）

第8条 開示申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書を県社協に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開示申出に係る文書を特定するために必要な事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、県社協の定める事項

2 県社協は、前項に規定する申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県社協は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 県社協は、開示申出に係る法人文書に非開示情報（第6条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、申出者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の開示申出に対する決定等)

第10条 県社協は、第8条第1項の規定により申出書の提出があったときは、当該申出書の提出があった日から起算して15日以内に次の各号のいずれかに決定するものとする。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 開示申出に係る法人文書の全部を開示する決定

(2) 開示申出に係る法人文書の一部を開示する決定

(3) 開示申出に係る法人文書の全部を開示しない決定（本条第5項の規定により開示申出を拒否する決定及び開示申出に係る文書を管理していないことを理由とする開示しない決定を含む。）

2 県社協は、前項各号の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、その旨並びに同項第1号又は第2号の決定（以下「開示の決定」という。）をしたときにおいては開示する日時及び場所を、申出者に対して、書面により、速やかに通知するものとする。ただし、直ちに開示することができるときは、口頭により通知することができる。

3 県社協は、第1項第2号又は第3号の決定をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記するものとする。この場合において、当該理由がなくなる期日を明示することができるときは、その期日を併せて付記するものとする。

4 県社協は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して15日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、県社協は、延長する期間及びその理由を申出者に通知するものとする。

5 県社協は、開示申出に対し、当該開示申出に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示申出に係る法人文書が著しく大量であるため、開示申出があつた日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、県社協は、開示申出に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県社協は、同条第1項に規定する期間内に、申出者

に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの法人文書について開示決定等をする期限  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示申出に係る法人文書に県社協、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等及び申出者以外のもの（以下この条及び第16号第3項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、県社協は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る法人文書の表示その他県社協が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 県社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る法人文書の表示その他県社協が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号③又は同条第3号①に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 県社協は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置くものとする。この場合において、県社協は、開示の決定後直ちに、当該意見書（第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(法人文書の開示の実施)

第13条 県社協は、開示の決定をしたときは、速やかに、申出者に対して、法人文書の開示をするものとする。

2 県社協は、法人文書の開示をすることにより、当該法人文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該法人文書に代えて、その写しにより法人文書の開示をすることができる。

(費用の負担)

第14条 前条の規定により法人文書の開示を受けるもののうち法人文書の写し等の交付を受けるものは、別に定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第15条 この規程による開示に係る規定は、法令等の規定により何人にも法人文書が第2条第2項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該

同一の方法による法人文書の開示については、適用しない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この規程による開示に係る規定は、県社協の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している法人文書については、適用しない。

### 第3章 異議申出

(異議の申出)

第16条 開示決定等について不服があるものは、当該開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に限り、次に掲げる事項を記載した書面により、県社協に対し、異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- (1) 異議を申し出ようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号
- (2) 異議申出の対象となった開示決定等を知った日及びその内容
- (3) 異議申出の趣旨及び理由

2 県社協は、前項の規定による異議申出があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該異議申出について検討を行い、その結果を速やかに当該異議申出をしたものに対し、書面により回答するものとする。

- (1) 異議申出が前項に規定する期間を超えたもの、又は書面によらないものであることを理由に却下するとき
- (2) 異議申出に係る開示決定等（開示申出に係る法人文書の全部を開示する決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

3 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する通知をする場合に準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの異議申出を認めないとする回答
- (2) 異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る文書等を開示する旨の回答（第三者が当該文書等の開示について反対意見書を提出している場合に限る。）

### 第4章 情報公開の総合的推進

(情報提供の推進)

第17条 県社協は、この規程による法人文書の開示のほか、広報、県社協資料の提供等の情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に努めるものとする。

(情報の収集等の充実)

第18条 県社協は、県民が県社協に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう情報の収集、管理及び提供の機能の一層の充実を図るものとする。

## 第5章 雑則

### (委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定は、平成16年4月1日以後に県社協が作成し、又は取得した法人文書について適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。